

## 事業候補者選考方針

### 1 基本的事項

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託事業候補者は、森林・林業、木材産業（木材製品、加工、流通）、建築に関する知識を有しており、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を十分に理解して、本業務内容を円滑に実施できる事業者であること。

### 2 事業者選考基準

- (1) 本業務に必要な技術・知識・経験並びに遂行体制を備えていること。
- (2) 日本の森林・林業、木材産業及び国産木材の利用に関する現状と課題及び、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を十分に理解していること。
- (3) 建築主や設計者、建設業者等に対して、的確かつ幅広い提案を行うために必要なコミュニケーションや資料調製能力を備えていること。

### 3 募集方法及び審査方法

- (1) 委員5名からなる事業候補者選考委員会を設置し、公募型プロポーザル方式による審査を行います。
- (2) 港区ホームページに公募記事を掲載します。(令和3年2月2日(火))。
- (3) 令和3年2月16日(火)をプロポーザル参加意思表明書・企画提案書等提出の締め切りとします。締め切り後、参加希望事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、事業者の技術・知識・経験・実績・業務遂行体制・課題に対する提案等について評価をします。なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

### 4 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に直接通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、令和3年4月1日(木)以降に港区ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。